

税制上の優遇措置について PDFファイル

個人からの寄付金の場合

(1) 所得税の控除

ア) 所得控除の方法

所得に控除額を適用し、課税所得を減らす方法です。限界税率により税額が下がります。

課税所得からの控除額 = (ご寄付される金額の合計 - 2,000 円)

※ただし、控除額は年間所得の40%が限度

イ) 税額控除の方法

算出された所得税額を直接減らす方法、多くの場合(1)よりも節税効果は高くなります。

税額からの控除額 = (ご寄付された金額の合計 - 2,000 円) × 40%

※ただし、控除額は年間所得の25%が限度

上記ア・イの実際の計算例が下記になります。

税率、固定の控除額、所得税計算式と上記二つの計算式から算出します。ただし、配偶者控除などの所得控除については計上していません。

課税される所得金額

税 率		控 除 額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超える額	40%	2,796,000 円

国税庁ホームページより(<http://www.nta.go.jp/>)

<所得税の計算式>

収入 - 必要経費(給与所得控除額) = 所得

所得 - 所得控除(配偶者控除等) = 課税所得金額

(課税所得金額 × 税率) - 上記表の控除額 = 所得税額

例 1 所得金額 300 万円、寄附金 10 万円

所得金額 300 万円の場合、税率は 10%。

ア) 所得控除の場合

$3,000,000$ [所得] - ($100,000$ [寄付額] - $2,000$) = $2,902,000$

$2,902,000 \times 10\%$ [税率] - $97,500$ [固定控除額] = $192,700$

納入義務が $192,700$ 円で、所得税が $9,800$ 円減額されました。

イ) 税額控除の場合

$3,000,000$ [所得] × 10% [税率] = $300,000$

$300,000 - (100,000$ [寄附額] - $2,000$) × 40% - $97,500$ = $163,300$

納入義務が $163,300$ 円、所得税が $39,200$ 円減額。

例 2 所得金額 600 万円、寄附金 50 万円

所得金額 600 万円の場合、税率は 20%、固定控除額は $427,500$ 円。

ア) 所得控除の場合

$6,000,000 - (500,000 - 2,000) = 5,502,000$

$$5,502,000 \times 20\% - 427,500 = 672,900$$

納入義務が 672,900 円で、所得税が 99,600 円減額されました。

イ)税額控除の場合

$$6,000,000 \times 20\% = 1,200,000$$

$$1,200,000 - (500,000 - 2,000) \times 40\% - 427,500 = 573,300$$

納入義務が 573,300 円、所得税が 199,200 円減額。

※所得税の控除を受けるためには、所得税の控除を受けるためには、必ず確定申告が必要になります。確定申告の際に、寄附金に関する領収証（もしくは寄附金受領証明書）を確定申告時に添付してください。なお、(2)税額控除の方法で寄附金控除を受ける場合には、内閣総理大臣承認の「税額控除に係る証明書」の写しが必要となります。税額控除にかかる証明書は事務局へお問い合わせください。

(2) 個人住民税の控除

都道府県・市区町村によっては、寄附金が個人住民税の控除の対象となります。算出方法は以下の通りです。（控除上限額は年間所得の30%まで）

●都道府県民税

$$(\text{ご寄付される金額の合計} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = \text{控除金額}$$

●市区町村民税

$$(\text{ご寄付される金額の合計} - 2,000 \text{円}) \times 6\% = \text{控除金額}$$

※ただし、控除額は年間所得の30%が限度

都道府県民税および市区町村の両方から重複して個人住民税の控除指定を受けている地域の場合は4%+6%=10%が控除率となります。群馬楽団は個人住民税の寄附金控除の対象法人として、群馬県の条例にて認可されています。また、市町村の条例によってはその自治体の属する都道府県が条例にて認可している場合には同様に認めている場合もあります。お住まいの地区の市区町村役所税務課へお問い合わせをお願いします。

※個人住民税の控除を受けるためには、確定申告時に住民税控除の申請を行う方法と、お住まいの地域の自治体役所税務課にて申請をする必要があります。

(3) 相続税の全額控除

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには別途証明書が必要となり、発行までに通常3~4週間かかります。なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。

法人からの寄附金の場合

法人税（国税）の計算において、公益財団法人に対する寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭も別枠の限度枠で扱われます。

一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

他の公益財団法人や認定NPO法人等への寄附金に係る損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$